

有田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
 - (4) 組織の体制及び沿革を記載した書類
 - (5) 組織の事務の分担を記載した書類
 - (6) 推進法人の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）
 - (7) 推進法人の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）
 - (8) まちづくりの推進を図る活動の実績を示す書類
 - (9) 推進法人として活動を予定する地域を示す地図その他の書類
 - (10) 法第119条各号に掲げる業務に関する計画書
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が認める書類
- (指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を図る活動を目的としていること。
- (2) 申請者又は申請者を構成する者に、本市の区域内におけるまちづくりの推進を図る活動の実績があること。
- (3) 本市の区域内に事務所を有すること。
- (4) 必要な組織の体制及び人員の体制その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有していること。
- (6) 業務を行うに当たって関係行政機関、他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- (7) 有田市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団でな

いこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、前項の規定により申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 第2条第1号から第3号及び法第118条第3項に規定する内容を変更するときは、都市再生推進法人名称等変更届出書（別記様式第3号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更するときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに都市再生推進法人業務廃止届出書（別記様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、都市再生推進法人指定辞退書（別記様式第6号）によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該推進法人の名称、住所、事務所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日又は指定の辞退があった年月日を公告するものとする。

（改善命令）

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当していないことが判明したときは、第3条の規定による指定の取消しをすることができる。

2 市長は、推進法人の指定を取消した場合は、都市再生推進法人指定取消通知書（別記様式第7号）により当該推進法人に通知する。

（事業の報告）

第8条 推進法人は、当該事業年度の開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、当該事業年度の終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）を市長に提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

(宛先) 有田市長

申請者 法人の名称
代表者氏名
法人の住所
(事務所の所在地)

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。また、指定に関する法令の規定及び2の誓約事項に記載された事項を満たすことを誓約します。

1 添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- (4) 組織の体制及び沿革を記載した書類
- (5) 組織の事務の分担を記載した書類
- (6) 推進法人の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (7) 推進法人の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) まちづくりの推進を図る活動の実績を示す書類
- (9) 推進法人として活動を予定する地域を示す地図その他の書類
- (10) 法第119条各号に掲げる業務に関する計画書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が認める書類

2 誓約事項

- (1) 本申請により都市再生推進法人の指定を受けたとしても、そのことが暴力団(有田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はなるおそれはありません。
- (2) 申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員等(有田市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)ではありません。

都市再生推進法人指定書

第 号
年 月 日

様

有田市長

年 月 日付けの都市再生推進法人の指定申請については、有田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められるので、都市再生特別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人として指定します。

指定に関する法令の規定を遵守し、適正かつ確実に業務を遂行してください。

- 1 法人の住所
- 2 法人の名称
- 3 代表者氏名
- 4 事務所の所在地
- 5 業務

都市再生推進法人名称等変更届出書

年 月 日

(宛先) 有田市長

届出者 都市再生推進法人の住所
都市再生推進法人の名称
代表者氏名

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

都市再生推進法人業務変更届出書

年 月 日

(宛先) 有田市長

届出者 都市再生推進法人の住所
都市再生推進法人の名称
代表者氏名

都市再生推進法人の業務の内容を変更するので、有田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

都市再生推進法人業務廃止届出書

年 月 日

(宛先) 有田市長

届出者 都市再生推進法人の住所
都市再生推進法人の名称
代表者氏名

都市再生推進法人の業務を廃止したので、有田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

指定年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

都市再生推進法人指定辞退書

年 月 日

(宛先) 有田市長

申出者 都市再生推進法人の住所
都市再生推進法人の名称
代表者氏名

都市再生推進法人の指定につき、有田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により辞退します。

指定年月日	年 月 日
指定を辞退する理由	

都市再生推進法人指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

有田市長

年 月 日付けにより都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定しましたが、有田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により、その指定を取り消しますので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 法人の住所
- 2 法人の名称
- 3 指定取消年月日
- 4 取消の理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、有田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、有田市を被告として（訴訟において有田市を代表する者は、有田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。